

## 計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目)

### 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

今年度は、法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通を活性化し、地域を活性化するために適切な事業を選び出し実施している。特に、船橋市地域公共交通総合連携計画における目標の一つである、「公共交通不便地域における持続可能な公共交通サービスの提供」を検討する為、適切に選定された地区において、当該事業を本格実施する環境を整備するためのデータを収集しながら、試行的に事業を実施している。

### 計画事業の実施

事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

今年度は、「公共交通不便地域における持続可能な公共交通サービスの提供」を検討する為に、「バス路線の再構築」「新たな公共交通サービスの導入検討」「基準・仕組みづくり」を、また、「バス等公共交通機関利用者数の増加」を図るために、「情報提供システムの導入」を行うこととしている。「バス路線の再構築」については、連携計画において選定された地区において、既存バス路線の再構築を検討する事である。再構築するためには従業員調整や運行車両調整等、事業者に多大な労力がかかるため、実際に再構築するまで至っていないが、引き続き検討していく。

「新たな公共交通サービスの導入検討」については、八木が谷地区で路線バス(小型)、丸山地区で路線バス(小型)、田喜野井地区で路線バス(ワゴン車)、八木が谷地区、松が丘地区、新高根地区、旭町・上山町地区において乗り合いタクシーの実証実験を行っている。

「基準・仕組みづくり」については、来年度の運行が本格実施に向けた最終年度であることから、今年度の運行の結果を検証し、基準等の案を作成し、その案を基に来年度運行することとしている。

「情報提供システムの導入」については2事業者が今年度末の稼働へ向けて作業を行っている。

### 具体的成果

定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

「新たな公共交通サービスの導入検討」については、評価事項を利用者数としている。八木が谷地区、丸山地区、田喜野井地区は7月4日に運行開始し、11月末までの利用者数によって、評価を行った。評価結果としては、各地区ともに運行前に設定した目標人数を上回ったことから、継続して運行することとなった。また、乗合タクシーは、11月から1月までの予定で運行していたが、住民から目的地の追加を要望されたことから運行内容を変更することにし、変更した結果の検証を行うことを目的に、3月まで延長して運行することを予定している。よって、運行終了後に評価することとしている。

「情報提供システムの導入」については、評価事項を「バス等公共交通機関利用者数」としているが、利用者数の推移を長期的に見ていくことが必要であることから、平成24年度の市内の1日平均バス利用者数のデータがそい次第行うこととしている。

実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

八木が谷地区、丸山地区、田喜野井地区については、各地区ともに運行前に設定した目標人数を上回っていることから適切な事業であると判断している。乗合タクシーについては、1日あたり平均利用者数が10名程度と低迷しているが、住民から目的地の追加を要望されたことから運行内容を変更するなど、潜在的なニーズはあるものと考えており、公共交通不便地域における「新たな公共交通サービスの導入検討」という目標を達成するために適切な事業と判断される。「情報提供システムの導入」については、計画を策定した際に把握した市民ニーズにこたえるものであることから、適切な事業と判断される。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

翌年度実施するために、「基準・仕組みづくり」について、来年度の運行が本格実施に向けた最終年度であることから、今年度の運行の結果を検証し、基準等の案を作成し、その案を基に来年度運行することとしている。

実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

乗り合いタクシーについて、昨年度は1日あたり平均利用者数が4名程度であったが、今年度は1日あたり平均利用者数が10名程度と改善された。また、住民から目的地の追加を要望されたことから、実施途中で運行内容を変更するなど、潜在的なニーズはあるものと考えており、来年度についても利用者の意向を把握し検証を行う事により、改善を図る予定である。

2 事業の実施環境

当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

当協議会は、基本的には現在のところ国の補助金及び市の負担金のみにより運営を行っている。来年度は国の補助金については無く、市については現在財政当局と協議中である。しかし、財源に関しては確保に努めてまいりたい。

住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

地域の町会等が主体となった利用促進活動を図るため、今年度は周辺自治会代表者への利用状況の情報提供を週に1回行い、このことが目標人数を達成した一つの要因であると考えている。

当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

船橋市地域公共交通総合連携計画における目標の一つである、「公共交通不便地域における持続可能な公共交通サービスの提供」では、実証実験を通じて、「基準や仕組みづくり」を行う事としており、その中で本格実施へ向けた検討を考えている。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

## 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

平成23年3月に開催された第12回協議会で平成23年度事業計画について協議し決定した。今年度は、その事業計画に定めた内容に基づき協議会を開催し、事業の進め方、実施状況について審議を行っている。また、協議会終了時には次回協議会の議事内容を各構成員に説明している。

協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか  
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。 )。

住民代表の委員が協議会に参加しており、実証実験を行っている周辺自治会代表者への利用状況の情報提供等を行うなど連絡をとっていることから、住民の意見が反映される仕組みとなっている。

計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成23年3月に開催された第12回協議会で平成23年度事業計画について協議し決定した。今年度は、その事業計画に定めた内容に基づき、平成24年1月31日までに協議会を3回開催し、事業の進め方、実施状況が報告・審議されたことから適切に開催されたものと考えている。

協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の運営規定において、会議の公開及び会議録の公開が規定されている。今年度においても、全て公開により開催し、会議録は船橋市のホームページにおいて公開を行っている。

地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

翌年度の事業については、協議会の財源が確定後決定することになっている。なお、今年度においても、平成23年3月に開催された第12回協議会で平成23年度事業計画について協議し決定したことから、来年度の事業についても同様な手続きを経ることにより合意が形成されるものとする。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。